

「2014年版訪問看護関連報酬・請求ガイド」の補足・訂正について

厚生労働省から疑義解釈資料や訂正通知が発出されました。下記のとおり初版本ガイドの誤字も含め訂正させていただきます。ご購入いただいた皆様にはお手数をかけて申し訳ございませんが、ご確認くださいませますようお願いいたします。

■2014年3月発行〔初版〕

- P20 ②委託契約をする訪問看護ステーションの費用の見積もり【訂正】1,138⇒1,144、45,520⇒45,760
- P25 関連参考資料の上から5行目【訂正】~~転換~~⇒てんかん、下から1行目【訂正】じ⇒時
- P35 訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ准看護師同一日2人
【訂正】3日目まで3,800円⇒5,050円、4日目以降4,800円⇒6,050円
- P44 6) 精神科複数回訪問加算の3行目【削除】~~※同一時間帯の算定~~÷
- P45 重点的な褥瘡管理が必要な者とは【訂正】エ 極度の下痢⇒強度の下痢
- P46 1) 機能強化型訪問看護管理療養費 ト地域への活動【訂正】人財⇒人材
- P55 表 居住系施設等の入所（入居）者に対する医療保険の給付【追加・修正】
◎精神科訪問看護・指導料（基本療養費）（Ⅰ、Ⅲ）⇒◎精神科訪問看護・指導料（精神科訪問看護基本療養費）（Ⅰ、Ⅲ）
- P71 2. 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準【訂正】問題行動⇒周辺症状
【訂正】平成5年10月26日老健第135号⇒平成18年4月3日老発第0403003号
- P120 第2訪問看護基本療養費について1の(3)2行目【訂正】略⇒真皮を超える褥瘡の状態にある利用者（診療報酬の算定方法別表第一区分番号C013に掲げる在宅患者褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）
- P122 第3精神科訪問看護基本療養費についての3(1)3行目【追加・訂正】⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律…123号。以下「障害者総合支援法」という。）
- P129 第2届出に関する手続き【追加】⇒精神科重症患者早期集中支援管理連携加算
- P133 別紙様式4 1. 24時間対応体制⇒2. 24時間…、助産師⇒作業療法士
- P135 別紙様式5 5. 居宅介護支援事業所における介護サービス計画、予防介護サービス計画【訂正】⇒略 介護予防サービス計画、介護保険適用者数⇒要介護・要支援者数 ※該当箇所対応
- P160 1016精神科重症患者早期集中支援管理料(2)イ 略⇒「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成18年4月3日老発第0403003号）